

令和4年第2回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和4年2月25日(金) 鶴ヶ島市役所504会議室		
開会時刻	午前 9時35分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
閉会時刻	午前10時29分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
議長	会長 町田 弘之		
委員の出席状況			
農業委員			農地利用最適化推進委員
議席番号	氏名	出欠席	氏名 出欠席
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二 出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志 出席
3	比留間 正道	欠席	福島 義博 出席
4	内野 正子	出席	岸田 清正 出席
5	町田 弘之	出席	
6	須藤 良春	出席	
7	川鍋 昭人	出席	
8	小川 佐智恵	出席	
9	長谷川 正博	欠席	
総会に出席を求めた者		事務局の出席状況	
鶴ヶ島市市民生活部産業振興課 農政担当主幹 遠藤 俊一 同 主査 田中 正三		氏名	出欠席
		玉木 亨	出席
		高橋 浩	出席
		戸田 勝利	出席
議事の日程			
日程第1	議事録署名委員の指名について		
日程第2	議案第4号 農地法第3条の規定による許可について		
日程第3	議案第5号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申について		
日程第4	報告第2号 報告事項について		
日程第5	その他		
議事(担当)		内 容	
開会	議長	(これより総会の開会) 農業委員9名中7名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員4名中4名が出席しております。 これより令和4年第2回農業委員会総会を開会します。	
日程第1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号1番 滝島 光雄 委員 議席番号2番 岡野とし子 委員 を指名します。	
日程第2	議長	議案第4号 農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。	

事務局

議案書をもとに、説明します。

- ・申請地は、埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンターの南東、約420メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域の農用地となっています。
- ・譲受人は、主に施設で野菜苗と野菜を、露地で野菜を栽培しています。
- ・主な栽培品目は、トマト、人参、きゅうりで、JA直売所やスーパーマーケット、給食センターが主な出荷先となっています。
- ・譲受人は、昨年、新熊谷入間線バイパス用地の買収により圃場が減少したこと、また、農業経営規模の拡大を目的に、農地を取得しました。しかし、栽培品目の増加や連作障害の対策など、無理のない農業を行っていくためには畑を休ませる必要があり、現在所有している農地だけではなく、新たな農地の取得が必要と考えていたところ、譲渡人が本申請地の売却を検討していると聞き、自宅の近くであることなどから購入を決めたとのことです。
- ・本申請地を取得することで、更なる農業の効率化を図ることができるので、今後も引き続き農業に邁進し、消費者の皆さまに喜んでいただけるような農作物の栽培を行いたいとのことでした。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

譲受人に、確認した内容を報告します。

- ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
- ・現地を確認したところ、申請地については、すぐにも作付けできるほど、きちんと整備されていました。
- ・隣接する住宅も買い取って使用するとのことでした。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

都合により、事務局で対応していただくことになりましたので、よろしくをお願いします。

議長

事務局より、説明をお願いします。

事務局

譲渡人に確認した内容を報告します。

- ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
- ・申請地は相続で取得した農地で、鶴ヶ島市内で所有する農地は申請地のみとのことでした。
- ・申請地の管理は、近くの知り合いに頼んでいるとのことでした。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長

特にないので質疑を終了し、採決を行います。
「許可」とすることに賛成する委員の起立を求めま

		(起立全員)
	議長	起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第5号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>本件につきましては、鶴ヶ島市長から、鶴ヶ島市農業振興地域整備計画を変更したいので、農用地から除外しようとする土地7件についての意見を求められているものです。</p> <p>本日は、鶴ヶ島市農業振興地域整備計画について所管する、産業振興課農政担当の職員が出席しておりますので、農政担当職員より、説明をお願いします。</p>
	説明員	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出地は、東武越生線西大家駅の南西約300メートルに位置する第2種農地です。 ・申出人は、現在、さいたま市西区の賃貸住宅に夫婦と今年2歳になる長女の3人で暮らしていますが、子供を育てることは思っていた以上に大変で、妻の父に協力を求めたいと考えたそうです。 ・妻の父は母と死別し現在一人暮らしをしていますが、先般病に倒れ体調面も心配になり、今後父を支えていくことも考え、妻の実家に近い本申出地に居住する計画をたてたそうです。 ・本申出地は、周辺の農地への影響が少なく実家からも大変近い土地であり、お互いの家に気軽に行き来できることから、子育てや介護に最適な土地であると考えているとのことでした。
	議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
	委員	申請地に本下水は入っていますか。
	説明員	入っていません。排水につきましては、U字溝に接続すると聞いています。
	委員	申請地に隣接する土地は、現況写真からすると家が建っているのでは宅地と思われそうですが、地目は畑となっています。状況はどうなっていますか。
	事務局	質疑のあった土地につきましては、農地転用の許可は受けていますが、地目変更登記がまだされていない状況となっています。

議長

他に質疑等がございますか。
特に無いようですので、以上で質疑を終了します。
本件につきまして、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「特に意見なし」とすることに決定しました。

次に②について、説明員より説明をお願いします。

説明員

議案書をもとに、説明します。

- ・申出地は、東武越生線西大家駅の南東約740メートルに位置する第1種農地です。
- ・申出人は、現在、市内の賃貸住宅に妻と今年1歳になる長男の3人で暮らしています。
- ・現在の住まいは狭く使い勝手も悪いため、かねてから住居の建築を計画し、現居住地の近隣を探したそうですが、適当な広さの土地が見つからなかったそうです。
- ・そこで、妻の両親に相談したところ、民家に接しており、道路にはU字溝が設置され排水も問題ない、本申出地を薦められたとのことでした。
- ・申出地は、妻の実家から1キロメートルほどと近いいため、育児のサポートも受けられるなど、新居の建築地として最適な土地と考え申出に至ったとのことでした。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長

特に無いようですので、以上で質疑を終了します。
本件につきまして、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「特に意見なし」とすることに決定しました。

次に③について、説明員より説明をお願いします。

説明員

議案書をもとに、説明します。
・申出地は、第二はちの巣保育園の南西約390メートルに位置する第3種農地です。
・申出人は、主にニンニクを栽培し、加工販売していた会社に勤務していましたが、会社の解散に伴い同社に勤務していた従業員を中心に新たな農業法人を設立しました。令和3年12月20日には、農業経営改善計画が鶴ヶ島市に認定され、認定農業者となりました。
・事業については、採算性の高い黒ニンニクに特化して継続することとし、耕作地も解散した会社がこれまで借用していた畑を利用権の設定により契約し、今までどおり利用できることとなりました。

・また、新たな営農計画としてキノコ栽培にも参入し、新品種である松茸と椎茸を掛け合わせた菌を購入し、菌床栽培、生産加工のうえ出荷販売する計画となっています。
・施設としてニンニク乾燥室、保管室、キノコの菌床室、保管室などが必要となりますが、今まで使用していたニンニク乾燥室と保管室は、解散した会社の敷地内にあったため、利用することができなくなりました。そこで一連の施設の建設用地を探したそうですが、なかなか適地が見つからなかったことから、共同経営者の畑を借用し、事業に必要な施設を建設することとなったそうです。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員

申出地だけでは、使い勝手が悪いように思います。申出地に囲まれるように残っている農地を、借りることはできなかったのですか。

説明員

事業は、質疑のあった農地も含めた計画となっていますが、同農地は、農振農用地の指定がされていないため、農振除外の必要はありません。農地転用の際には、当該地を含めての申請になると思われます。

委員

計画しているハウスの形状はどのようなものになりますか。形状によっては、隣接する農地の日当たりに影響するかもしれません。

説明員

形状はビニールハウスで、隣接農地の日当たりに影響するほどの高さは無いと聞いています。

議長

他に質疑等はございますか。
特に無いようですので、以上で質疑を終了します。
本件につきまして、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「特に意見なし」とすることに決定しました。

次に④について、説明員より説明をお願いします。

説明員 議案書をもとに、説明します。

- ・申請地は、第二はちの巣保育園の南東約220メートルに位置する第1種農地です。
- ・申出人は、現在、市内の賃貸住宅に夫と昨年誕生した長男の3人で暮らしています。
- ・現在の住まいは、子供が生まれたことで手狭となったうえ、エレベーターのない5階に住んでいることから子育てに不便を感じています。また、産休後は仕事への復帰を計画しているため、子供の面倒を見てくれる人が必要となりました。
- ・両親に相談したところ、両親が子育てを援助してくれることとなり、実家近くの太田ヶ谷近辺で土地を探しましたが、思うような物件が見つからなかったとのことでした。
- ・そこで、父親に相談したところ、父所有の土地に住んでもよいと言われ、子供の養育面だけでなく、将来年老いた両親の介護等、家族と助け合いながら生活していくことも考慮し、本申請に至ったとのことでした。

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 申請地に植えられている木は伐採されると思いますが、畑として残る部分に植えられている木はどうなりますか。

説明員 栗の木が植えられていますが、老木のためすべて伐採し、伐根すると聞いています。

委員 申請地の脇が、奥に住んでいる方の生活道路になっていると思われませんか。出入りに支障はありませんか。

説明員 現地を確認したところ、隣接地にお住まいの方の出入りに支障が生じることはありません。

議長 他に質疑等はございますか。
特に無いようですので、以上で質疑を終了します。
本件につきまして、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「特に意見なし」とすることに決定しました。

次に⑤について、説明員より説明をお願いします。

説明員

議案書をもとに、説明します。

- ・申請地は、市内の保育園に隣接する第1種農地です。
- ・申出人は、市内で2つの保育園を運営しており、令和4年4月からは保育園に隣接して子育て支援センターを開設することとなりました。
- ・同センターの開設に伴い、職員用5台、保護者用10台の合計15台分の駐車場を新たに設置するものです。
- ・また、2つの保育園で供用している駐車場は、出入口が1カ所のため、朝夕は保護者の送迎車両が混在し、これまでも接触事故が度々発生しています。このため、子育て支援センター駐車場の整備に合わせて、園児の安全を確保するため、保育園駐車場の入口と出口を分けて一方通行に指定するとともに、保護者用駐車場を3台分増やそうとするものです。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員

開発に伴い、雨水等が隣地に流れ込まないように、隣接する農地との境にブロックを積むなど、土留めを施す計画はありますか。

説明員

隣接農地との境には、フェンスを設置する計画となっておりますが、提出されている計画書では、土留めの施工までは確認できません。

委員

その辺がはっきりしないと、農振除外を認める訳にはいかないのではないのでしょうか。

説明員

事業計画者に、土留めの設置を要請することで対応します。

委員

道路幅員はどのくらいですか。

説明員

測量はしていませんが、4メートルから4.5メートルほどとなっています。

議長

他に質疑等はございますか。

特に無いようですので、以上で質疑を終了します。

細かな点に関しての意見等はありませんでしたが、除外要件に関わるような大きなものではありませんでしたので、本件につきましては意見としての答申はせず、「特に意見なし」としたいと思います。異議はございませんか。

無いようですので、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「特に意見なし」とすることに決定しました。

なお、委員からあった質問等に関しては、説明員の方でしっかりと処理をしておいてください。

次に⑥について、説明員より説明をお願いします。

説明員

議案書をもとに、説明します。

・申請地は、かみひろや幼稚園の東約160メートルに位置する第3種農地です。

・申出人は、現在、ふじみ野市内の賃貸住宅に妻と子ども3人で暮らしています。

・家財道具が徐々に増え、現在の賃貸住宅での間取りでは手狭になったため、鶴ヶ島市内に居住している高齢の両親の様子をうかがえ、駐車スペース3台分が確保できる土地を探しましたが、希望の土地は見つからなかったとのことです。

・そこで、父親に相談したところ、今回申出地を借り受けることができるようになったとのことです。

・申出地は、高齢な両親の住宅敷地に隣接しており、容易に両親の様子をうかがえることや、夫婦共働きのため、実家の両親に子供の面倒を見てもらうことができると考えているとのことです。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長

特に無いようですので、以上で質疑を終了します。

本件につきまして、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長

起立全員のため、「特に意見なし」とすることに決定しました。

次に⑦について、説明員より説明をお願いします。

説明員	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、杉下小学校の南西約350メートルに位置する第2種農地です。 ・申出人は、昭和45年7月の自動車解体業設立以来、自動車ディーラーから廃車依頼された車の解体を行っており、平成11年3月に自動車リサイクル法が成立してからは、解体業と破砕業に重きをおき、今日まで順調に事業を行ってきました。 ・後継者不足により廃業してしまう同業者が増えていることもあり、申出人への廃車処理委託は増加し、1カ月平均の処理台数は、330台ほどとなっています。 ・増加する業務に対応するため、現在、廃車置場として2カ所の土地を借りていますが、今後も受注する廃車台数の増加が見込まれることから、申出人の廃車処理作業場に隣接する申請地を、廃車置場、保有車両と従業員の駐車場用地として利用するため、今回の申し出に至ったとのことです。 ・なお、現在借りている土地のうち1カ所は市道が中央にあり、変形のため利用しづらいこと、また、もう一つの土地は、作業所から離れており、管理上積み重ねは危険であることや作業所への搬出入に手数がかかることから、申請地が利用できることになれば、返却を計画しているとのことです。
議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	<p>申請地が、農地以外の目的で利用されていたことはありますか。</p>
説明員	<p>以前から畑として利用されており、違反などはありません。</p>
委員	<p>むき出しのままでは治安上好ましくないので、申請地の周囲をフェンスで囲うような計画はありますか。</p>
説明員	<p>廃車車両の盗難が増えてきていることもあり、キャリアカーの駐車スペースを除き、申請地のすべてを囲う計画と聞いています。</p>
委員	<p>防犯上、安全上の配慮を十分施してもらおうよう、事業者伝えていただきたいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑等はございますか。 無いようですので、以上で質疑を終了します。 本件につきましては、（除外要件に関わるような）大きな意見はありませんでしたので、「特に意見なし」とすることに異議はございませんか。無いようですので、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>（起立全員）</p>
議長	<p>起立全員のため、「特に意見なし」とすることに決定しました。</p>

<p>日程第 4</p>	<p>議長 事務局 議長 議長 議長</p>	<p>報告第 2 号 報告事項についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、説明（報告）をお願いします。 議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第 2 章第 1 節の許可及び不許可の状況 令和 3 年第 1 2 回総会における審議案件 2 件 令和 4 年第 1 回総会における審議案件 4 件 ・農地法第 4 条の転用届出専決処分 3 件 ・農地法第 5 条の転用届出専決処分 3 件 ・農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に基づく届出 なし ・諸証明の発行 なし <p>各委員からの質疑、意見等を求めます。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>（起立全員）</p> <p>起立全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
<p>日程第 5</p>	<p>議長 事務局 委員 事務局</p>	<p>その他について、説明事項等がありますか。</p> <p>（ 前回総会で審議された、「議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」に関しては、事務局の責任において、申請地を農地と分かる状態に戻すよう指導し、その結果を次回の総会で報告することとなっていた。このため、指導の経過とその結果等について、写真を参考に事務局が報告した。）</p> <p>昨日現地を確認し、状況は変わっていないと感じられましたが、今回の件に関しては、申請者に落ち度があるわけではなく、事務局の指導、確認に足りないところがあり、こうした事態になったと感じています。 申請者には、本当に大変な努力をしていただきました。事務局においては、今後こうしたことのないよう、再発防止に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>今回の件に関しましては、申請者の方とお話をし、石拾いなどを行っていただきました。 しかし、先ほど委員からもご指摘いただきましたように、最初に事務局と相談者とで状況の確認などがキチンと行われていれば、こうしたことにはなっていなかったと思います。今後このようなことが無いよう、事務の改善をまいります。</p>

	委員	<p>一年に一度、各委員が農地パトロールを行い、その結果を事務局に報告しています。事務局においては、そうしたデータを有効に活用していただき、今回のようなケースの未然防止に努めていただきたいと思います。</p>
	議長	<p>事務局においては、農地パトロールで得たデータを確認しながら事務を進めていただきたいと思います。特に、転用関係につきましては、今までの耕作放棄地等の状況を踏まえて慎重に対応していかなければならないと思いますので、今回の件を糧にして、さらに改善を進めていってほしいと思います。</p>
議事録の署名	議長 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。</p>
閉会	議長	<p>以上をもって、令和4年第2回農業委員会総会を閉会します。</p>